

民間社会福祉施設等設置者様

愛知県健康福祉部長
(公印省略)

「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」の
一部改定について（通知）

新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応については、平成21年5月16日付け21地福第238号及び平成21年5月21日付け21地福第265号において通知したところですが、平成21年5月22日付けで厚生労働省から、別添のとおり事務連絡がありました。

今回の事務連絡の内容は、5月22日に国のインフルエンザ対策本部において、「基本的対処方針」、「『基本的対処方針』等のQ&A」及び「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用方針」が決定されたことにより、5月16日付けの別紙1（「高齢者介護施設（短期入所、通所施設等を含む。）における留意点」）及び別紙2（「居宅を訪問して行う介護サービスにおける留意点」）が改定されたというものです。

今後につきましては、今回の通知の内容を踏まえ、適切に対応していただくようお願いするとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)、愛知県ホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/>)等を参考にして、今後も正確な情報収集に努めていただくようお願いいたします。

(連絡先)

担当課	担当グループ	電話
地域福祉課	地域福祉・施設グループ	052-954-6262
児童家庭課	要保護児童対策グループ 家庭福祉グループ	052-954-6281 052-954-6280
子育て支援課	保育・育成グループ	052-954-6282
高齢福祉課	施設グループ 介護保険指定指導グループ	052-954-6287 052-954-6289
障害福祉課	施設支援グループ	052-954-6293

- ・ [厚生労働省事務連絡](#)
- ・ [基本的対処方針](#)
- ・ [医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針](#)
- ・ [「基本的対処方針」等のQ&A](#)